

# daily コラム

2025年12月9日(火)

〒140-0014 品川区大井1-7-6THビル2階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email [dailycolumn@m-m-i-g.com](mailto:dailycolumn@m-m-i-g.com)

## 「条件」がありますが可能です 遺言書の内容と異なる遺産分割

### 「相続させる」と「遺贈する」の違い

遺言は、自分の財産を誰にどのように残したいか確実に伝えるための手段です。

遺言書のひな型を見ると、次のような表現があります。

- ・「(人名)に(財産)を相続させる」
- ・「(人名)に(財産)を遺贈する」

「相続させる」は、法定相続人に対してのみ用いられ、「遺贈する」は、それ以外の者に用いられる言い回しです。前者の「相続させる」旨の遺言は、「特定財産承継遺言」といい、「遺産分割方法の指定」に当たります。この遺言は、遺言書を作成した方が亡くなった時点で効力を持ち、財産は遺言どおりに承継すると最高裁で判示されています(分割協議の必要はありません)。

### 遺言書の内容と異なる分割はできるのか？

ただ、遺言書を作成した方(例えば親)が亡くなった後に子が遺言書を確認してみると、親が遺言書を作成した時と事情が変わっていたり、親の意向とは異なる分け方をした方が子らにとって合理的という場合があります。「特定財産承継遺言」の場合、効力が即時に発生してしまいますが、遺言書と異なる内容により、相続人間で遺産を分けることはできるのでしょうか。

### 相続人全員の合意等があればOK

実務(判例等)においては、「特定財産承継遺言」でも、次の要件を満たす場合には、遺言の内容と異なる遺産分割ができます。

- (1) 被相続人が、遺言で遺産分割協議を禁止していないこと
- (2) 相続人全員が遺言の存在と内容を知った上で、遺言と異なる遺産分割協議をしていること

また、相続人以外の受遺者がいる場合又は遺言執行者が指定されている場合には、受遺者や遺言執行者の同意が必要です。

なお、国税庁のタックスアンサーでも、①相続税は、遺言の内容でなく、遺産分割協議の内容で計算し、②遺言書の内容で財産を取得した後に、相続人間で交換や贈与があったとはみなされない(贈与税等は課されない)と記されています。

### 遺言を承認した行為をした後ではNG

ただし、その遺言に基づいて不動産登記を行った後に、遺言と異なる遺産分割を行う場合には、外見的には遺言を承認する形となるため、相続人間で交換・贈与が行われたとみなされます。所得税・贈与税の課税リスクが生じますので、注意が必要です。



どうしても納得できなければ、相続人全員の同意を得て進めて下さい。

## 補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

### 国税庁タックスアンサー

No. 4176 遺言書の内容と異なる遺産分割をした場合の相続税と贈与税

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4176.htm>

### 国税庁質疑応答事例

遺言書の内容と異なる遺産の分割と贈与税

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/14/03.htm>

### 民法 1014 条 2 項（特定財産に関する遺言の執行）

遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

※ 2019 年 7 月の民法改正で「相続させる旨の遺言」から名称が変更されました。遺産分割方法の指定にあたり、遺言者の死亡時に効力が生じます。

### 最高裁平成 3 年 4 月 19 日判決（民集 45 巻 4 号 477 頁）

「相続させる」趣旨の遺言、すなわち、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させようとする遺言は、遺産の分割の方法を定めた遺言であり、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるものと解すべきである。

※ 遺贈とは異なり、遺言者の死亡の時に相続人が自動的に承継すると判断されます。

### 特定財産承継遺言と異なる遺産分割

（「弁護士が見落としがちな相続事案の税務と登記」、和田倉門法律事務所編著、新日本法規出版、令和 5 年）

#### 【引用】 185 頁

しかしながら、相続人全員の同意がある場合には、実務上、特定財産承継遺言の対象財産について、当該遺言と異なる内容の遺産分割をすることができます（さいたま地判平 14・2・7（平 11（ワ）2300）参照）。

### 遺産分割ができる要件

（「Q&A 税理士が知っておくべき相続の法務と手続き」、中下祐介著、ロギカ書房、2022 年）

#### 【引用】 217 頁

- ① 被相続人が、遺言で遺産分割協議を禁止していないこと
- ② 相続人全員が遺言の存在と内容を知った上で、遺言と異なる分割協議をしていること
- ③ 相続人以外の受遺者がいる場合には、当該受遺者が同意していること
- ④ 遺言執行者が指定されている場合には、遺言執行者の同意があること

### 民法 907 条（遺産の分割の協議又は審判等）

共同相続人は、次条の規定により相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

遺言の存在を知らないで遺産分割協議を成立させた場合（「遺産相続事件処理マニュアル」、仲隆、浦岡由美子共編、新日本法規出版、令和元年）

#### 【引用】 151 頁 (2) 遺言分割の無効を主張する

しかし、遺言の存在を知らないで遺産分割協議や調停を成立させた場合には錯誤を理由として無効確認訴訟を提起することが可能となります（遺産分割協議につき、最判平 5・12・16 判時 1489・114）、遺産分割審判においても前提問題について瑕疵があるとして同様に無効確認訴訟を提起する余地があると思われます。

### ※ 参考 遺言内容と異なる遺産分割協議の条項

（「三訂版 遺産分割の理論と審理」、井上繁規著、新日本法規出版、令和 3 年）

#### 【引用】 518 頁

「1 当事者全員は、被相続人甲が令和〇年〇月〇日作成した自筆証書による遺言が有効に存在するが、これに拘束されず、遺産の分割調停をすることに合意する。」

※ 文言例（調停が成立した場合の分割協議の条項）